

訴 状

平成19年9月20日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 中久保

満昭
印
保士

同 塩田

大介



当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金1000万円

貼用印紙額 金5万円

請 求 の 趣 旨

1 被告らは、原告に対し、連帶して、金1000万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

1 原告

原告は、不動産の売買・仲介・賃貸等を主たる業とする株式会社で、東京証

券取引市場第一部にその株式を上場している公開会社である。

原告は、現在、原告所有の別紙物件目録1記載の土地（以下「本件土地」又は「本件工事現場」という。甲1）上において、松井建設株式会社（以下「松井建設」という。）ら工事業者に請け負わせて、別紙物件目録2記載の建物（以下「本件建物」という。）の建築工事（以下「本件工事」という。）を進行中である。

2 被告ら

被告青木修（以下「被告修」という。）、同青木憲子（以下「被告憲子」という。）及び同城間由岐子（以下「被告城間」という。）は、本件建物の建築に反対している住民らであり、共同して本件工事の妨害を行っている者である。

なお、被告修と被告憲子は夫婦である。

第2 事実経過

1 本件工事及び工事車両の走行ルート

- (1) 原告は、平成19年2月20日に船橋市より建築確認を受け（甲2）、以後、松井建設ら工事業者（以下、本件工事に従事する工事業者らをまとめて「工事業者」という。）に請け負わせて、本件工事を進めてきた。
- (2) 工事業者は、本件工事現場へ資材や土砂等を搬出入するにあたり10トン トラック等の工事車両を使用して本件工事現場への資材や土砂等の搬出入を行っているが、その搬出入ルートは別紙図面に青色矢印で表示したとおりである。

すなわち、搬入時は、工事車両は成田街道を北から南方向へと進行してきて、船橋市滝台二丁目70番9号先のT字路（以下「本件T字路」という。）を右折し、別紙図面に朱色斜線で表示した市道（市道48-009号線、以下「本件市道」という。）を暫く直進した後、左折して本件現場に到着する。

他方、搬出時は、本件工事現場から右折して本件市道へと入り、暫く直進して本件T字路にあたったところで右折し、成田街道へと出て行く。

- (3) なお、全ての工事車両は、特殊車両通行認定書（甲3）を取得するなどし

て、本件市道を適法に通行しているものである。

2 被告らによる度重なる通行妨害行為

(1) 総説

被告らは、本件工事現場出入りする工事車両のうち特に10ントントラックに対して、以下のとおり繰り返し通行妨害行為を行い、本件市道の通行を困難ならしめ、もって、原告による本件工事の遂行を困難ならしめた。

(2) 平成19年4月24日（被告修による妨害）（甲4）

ア 工事業者は、平成19年4月24日午前9時、10ントントラック4台を使用して土砂等の運搬を開始した。同日のうちに、本件工事現場と他の現場を6往復する予定であった。

イ 同日午前10時30分ころ、4台のトラックが2往復目の搬出を行うべく本件工事現場付近に到着すると、被告ら数名の者が本件T字路付近に集結していた。

本件T字路を右折するトラック運転手らを威圧すべく、被告修は、別紙図面①地点付近のまさに歩道と車道の境目に立ち、その他の者らは、別紙図面②地点付近の私有地と車道との境目に立っていた。

ウ 1台目のトラックは何とか同T字路を通過することができたものの、その後、及川繁（以下「及川」という。）の運転する2台目のトラックが同T字路に差し掛かり、弧を描いて右折を開始したところ、被告修が突然大声で怒鳴りながら、同トラックのドアを叩いた。

及川は驚き、本件市道に入って直ぐのところでトラックを停止させた。すると、被告修が同トラックの運転席側に駆け寄って来て、凄まじい見幕で、

「俺を轢く気か。白線を踏むな。」
と大声で凄んだ。

さらに、被告修は、同トラックの前部バンパーに寄りかかって、トラッ

クを発進できないよう妨害した。松井建設の現場監督らが駆け寄り、被告修に対し、成田街道が渋滞するのでひとまずトラックを通して欲しいと粘り強く説得を続けたところ、10分ほどして漸く被告修がトラックの前から移動したため、及川はトラックを前進させて何とか本件工事現場に辿り着くことができた次第であった。

エ その後、3台目のトラックは何とか事なきを得たものの、4台目が本件T字路に到着する頃には、被告らは再び2台目の及川のトラックのときと同様に、別紙図面①地点付近の歩道と車道との境目に分散して立ち、同トラックの運転手に対して威圧をかけた。

同運転手は、被告らが余りにも車道に近接して立っているため接触の危険を感じ、本件T字路内でトラックを一旦停止させた。そして、危険を回避すべく切り替えして、本件市道への進入を試みた。

そうしたところ、被告修が同トラックの前に立ちはだかり、大声で騒ぎ立て始めたので、同トラックは本件T字路内での立往生を余儀なくされ、成田街道が上下線とも渋滞する事態にまで進展した。結局、かかる被告修の妨害行為により、同トラックは本件工事現場へ向かうことを断念し、土砂等を全く積載せずして引き返すことを余儀なくされた。

オ 以上の結果、工事業者は、平成19年4月24日に4台のトラックで6度往復して土砂等を搬出することを予定していたにもかかわらず、そのうち3台は2往復のみ、1台は1往復のみしかできず、同日の搬出作業に多大な支障を来たした。

カ 上記妨害行為により、原告は、被告らの妨害行為によって事故が発生しかねないことを懸念して、工事業者らに対して10トントラックによる搬出入の中止を指示せざるを得ない状況となつた。

その結果、工事業者は、翌日から平成19年5月13日までの間において、わずかに二度、4トントラックにより搬出入を行うことができたのみであった。

(3) 平成19年5月14日（被告修による妨害）（甲5、甲9）

ア 平成19年5月14日、原告は、工事が遅延していることに鑑み、工事業者に対して、万全の安全を期して10トントラックによる土砂等の搬出作業を再開するよう指示した。

この日は、10トントラック4台で、本件工事現場と他の現場を5往復する予定であった（前回の同年4月24日の6往復から1往復減らして、万全の態勢でもって安全確保に努めたものであった。）。

イ 同日午前11時頃、10トントラックが本件工事現場に出入りしていることに気付いた被告らが、本件工事現場付近に参集してきた。そして、被告修は、及川が本件工事現場から本件市道へトラックを進行させようとしているところに駆け寄り、同トラックの前に立ちはだかって、

「謝れ、謝れ」

と大声で叫びながら、及川に詰め寄った。

→ 涉外部長
小内部長
アバ

ウ 松井建設の従業員が、危険を回避するため、同トラックと被告修との間に割って入り、何とか被告修を宥めようと試みたが、被告修はそれを無視して同トラックに詰め寄り、また同従業員に体当たりをするなどの実力行使に及んだ。

のために、及川のトラックは、その場で立往生することを余儀なくされた。その結果、出発が5分以上も遅延し、搬出業務に支障を来たした。

(4) 平成19年5月15日（被告憲子・被告城間による妨害）（甲6、甲9）

ア 翌日の平成19年5月15日、原告は、工事業者に指示して、再度10トントラックによる搬出作業を試みたが、やはりこの日も、被告らによる妨害行為がなされるに至った。

イ 同日午前10時頃、トラックが本件工事現場から出て、本件市道を進行し始めたところで、被告憲子がトラックの前に立ちはだかって、何やら大声で騒ぎ立て始めたことから、同トラックは本件市道上で停止することを余儀なくされた。

宇野行か
タハツの上と
修の上へひせい

- ウ 松井建設の従業員が、危険を回避するため、同 トラックと被告憲子との間に割って入り、何とか被告憲子を宥めようとしたが、被告はそれを突っぱねて同 トラックの前から離れようとしなかった。
- エ また、被告城間も、被告憲子と共に、同 トラックの前に立ちはだかり、その様子を写真に取るなどして、妨害行為に加わった。
- オ これらの妨害行為により、同 トラックは、その場で5分以上もの間、立往生を余儀なくされ、出発が遅延し、搬出業務に支障を来たした。

(5) 平成19年7月2日午前（被告城間による妨害）（甲7、甲10）

ア 原告は、上記(3)及び(4)の妨害行為がなされて以降暫くの間、被告らによる妨害行為を警戒して10トントラックによる搬出入を見合わせることを余儀なくされた。

しかし、工事の工程上、10トントラック及び10トン生コンクリート車による搬出入が待ったなしの状況となったため、原告は、平成19年7月2日、10トントラック3台による残土搬出と、10トン生コンクリート車8台による生コンクリート搬入、及びその生コンクリートを用いた杭打ち工事にとりかかるよう工事業者に要請した。

イ 同日午前10時15分頃、まず第一陣の10トントラック1台と10トン生コンクリート車1台が、本件工事現場への搬出入を行った。

すると、被告城間らが、10トントラックにより搬出入を行っていることを聞きつけて、直ぐに本件工事現場付近に参集してきた。そして、被告城間らは、次のトラックは本件工事現場に入れさせまいと、本件工事現場入口付近に立ち、次のトラックを待ち構えていた。

ウ そのような中、午前11時頃、2台目の10トン生コンクリート車が到着し、本件工事現場に進入しようとした。

すると、被告城間は、同 トラックの前に立ちはだかり、停止させた上で、
「なんで大型 トラックが入っているんだ。」
「大型（トラック）を入れないでよ。」

「私はいつまでもここにいるから。」

などと大声で騒ぎ立て始めた。なお、その間、被告城間は、原告に無断で原告所有地である本件工事現場内に立入って、妨害行為を続けた。

これに対し、松井建設の従業員らは、あくまでも紳士的な態度で、トラックの前から移動するよう説得を続けたが、被告城間は、頑としてトラックの前から移動しようとした。

同従業員らは打つ手がなく、被告城間は、その後約40分以上にも亘って トラックの前に立ちはだかり続けた。結局、松井建設は同 トラックを本件工事現場内に入れることを断念せざるを得ず、本件工事現場のまさに入口のところまで来ているにもかかわらず生コンクリートを積載したまま引き返すことを余儀なくされた。

ウ また、このとき、後続の3台目及び4台目の10トン生コンクリート車も本件工事現場付近まで到着していたが、2台目が被告城間に妨害されて本件工事現場内に入れなかつたことから、3台目及び4台目も引き返すほかなかつた。

なお、これらの生コンクリート車が積載していた生コンクリートは、プラント工場を出てから一定時間を経過するとミキサーの中で硬化し始め、使用不能になるため、引き返すことを余儀なくされた上記3台が積載していた生コンクリートは全て使用不能となり、莫大な損害が発生した。

エ 上記妨害行為により、原告は、その後に予定されていた10トン生コンクリート車及び10トントラックによる搬出入を全てキャンセルせざるを得なくなつた。

そこで、原告は、生コンクリートについては、急遽4トン生コンクリート車に切り替えて細々と搬入を行うこととしたが、当初予定の半分ほどしか搬入することができず、そのために、2本予定していた杭打ちも1本しか行うことができなかつた。

(6) 平成19年7月2日午後（被告城間による妨害）（甲7、甲10）

ア このように原告は10トン級のトラックによる搬出入を一旦断念したもののではあったが、工程上、10トントラックの使用が不可欠の状況にあつたことから、同日午後3時頃、再び10トン生コンクリート車による搬入を試みた。

イ しかし、被告城間らはまたもやどこからかそのことを聞きつけ、10トン生コンクリート車が本件工事現場付近に到着する頃には、再び本件工事現場付近に参集していた。また、警察も前述の午前中の騒ぎにより被告らの妨害行為に警戒を強めていたため、数名の警察官が臨場していた。

ウ そのような中、10トン生コンクリート車が本件市道へ進入するため本件T字路の右折を開始したところ、まずは、別紙図面②地点の本件T字路コーナー付近に陣取っていた訴外加納昇（以下「訴外加納」という。）が、手にした高さ数メートルの看板を前後に揺さぶって同トラックの運転手を威圧するなどして、妨害行為を開始した。

エ それでも、同トラックは何とか無事に上記妨害行為をくぐりぬけて本件T字路を通過することができたが、その後本件工事現場入口まで進行すると、今度は被告城間が待ち構えていた。

被告城間は、同トラックが本件工事現場の入口に近づくと、その進入を防ぐべく、行く手を阻むようにして立ちはだかった。

そして、被告城間は、午前中と同様、

「大型トラックを入れないでよ。」

などと喚きながら、本件工事現場内に立ち入り、同トラックの前に立ちはだかり続けた。これに対し、松井建設の従業員が説得にあたり、次いで警察官も粘り強く説得を試みたが、被告城間は警察官の説得すらも無視して妨害を続けた。

オ 途中からは、訴外加納も加わり、被告城間と共に同トラックの前に立ちはだかった。

カ 以上の通行妨害行為に加え、被告城間と訴外加納は、上記の一連の様子をビデオ撮影していた原告従業員に対して、その目前まで迫って威嚇をす

るなどの行為にも及んだ。

キ 妨害開始から約15分が経過した後、漸く、被告城間らがトラックの前から脇へと移動したため、同トラックは本件工事現場に到着することができた次第であった。

(7) 平成19年7月3日（被告憲子・被告城間による妨害）（甲8、甲10）

ア さらに平成19年7月3日午後4時半頃、被告憲子及び被告城間らによって、10トントラックに対する通行妨害行為が行われた。

イ 被告城間は、別紙図面①地点の道路に極めて近接した場所に立ち、本件T字路を右折しようとするトラックを牽制して、通行妨害を行った。

かかる被告城間の妨害行為により、同トラックはスムーズに右折を行うことができず、そのため、約5分もの間、本件T字路内で立往生し、成田街道の通行を妨げる事態となった。

ウ その際、被告憲子は、上記妨害行為の様子をビデオ撮影していた原告従業員の傍らで、上記妨害の前後約15分もの間、

「フージャースさん、お願いします。」

などと叫び続け、現場を極度の混乱に陥れた。

(8) まとめ

以上のように、被告修、同憲子及び同城間らは、原告が請け負わせている工事業者が10トントラックにより資材や残土、コンクリート等を本件工事現場へ搬出入しようとするのを、大声で叫ぶ、トラックの前に立ちはだかる、道路のきわにたって威圧する等の過激な実力行使をもって、ことごとく妨害し続けてきたのである。

第3 被告らの責任

1 違法性

(1) 前記第2.2に述べた被告らによる工事車両に対する通行妨害行為の数々

は、その行為態様に鑑みれば、原告の営業権、通行の自由権及び本件土地所有権を著しく侵害するものであって、その違法性は極めて高い。

よって、かかる被告らの行為は不法行為（民法709条）に該当すること明白である。

- (2) なお、かかる「通行の自由権」については、昭和39年1月16日最高裁判所第一小法廷判決（最高裁判所民事判例集第18巻1頁）が次のとおり判断して、その権利性を認めているところである。

『地方公共団体の開設している村道に対しては村民各自は他の村民がその道路に対して有する利益ないし自由を侵害しない程度において、自己の生活上必須の行動を自由に行い得べきところの使用の自由権（民法710条参照）を有するものと解するを相当とする。勿論、この通行の自由権は公法関係から由来するものであるけれども、各自が日常生活上諸般の権利行使するについて欠くことのできない要具であるから、これに対しては民法の保護を与るべきは当然の筋合である。故に一村民がこの権利を妨害されたときは民法上不法行為の問題の生ずるのは当然であり、この妨害が継続するときは、これが排除を求める権利を有することは、また言を俟たないところである。』

2 共同不法行為の成立

- (1) このように前記第2の被告らによる各通行妨害行為は明らかに不法行為に該当するが、さらにこれら各妨害行為は、被告らが「共同して」（民法719条1項前段）行ったものと見るべきである。
- (2) 以下の事実に照らせば、被告らが意思を通じて「共同して」妨害行為を行っていることは明らかと言える。

すなわち、被告らは、いずれも本件工事に反対する住民らであり、「二宮学区の住環境を守る会」（以下「守る会」という。）の幹部メンバーである。特に、被告らは、守る会の中でも率先して「過激な実力行使」を行う者たちであり、意思を通じて、妨害行動を共にしている。

原告は、本件工事の着工以前から、地域住民及び守る会を対象とした説明会及び協議の場を幾度となく開催し、本件建物の建設について理解が得られるよう努めてきたものであるが、被告らは守る会の幹部メンバーとして上記説明会や協議の場に出席してきた。

また、被告らは、前記第2に述べた妨害行為以外にも、数々の通行妨害を行ってきており、被告ら3名が別紙図面②地点の本件T字路付近に一緒に立ち、工事車両の運転手を威圧している姿がしばしば目撃されている。

(3) さらには、原告は、本訴提起に先立ち、千葉地方裁判所に被告修及び同憲子を債務者として工事妨害禁止仮処分申立事件を申し立てているが、同事件の双方審尋期日において、裁判所は、被告修及び同憲子に対し、再度妨害行為に及んだ場合には直ちに終結して仮処分決定を発令する旨述べ、厳しく指導した。

こうしたところ、かかる裁判所の指導を嘲笑うかの如く、今度は、被告城間が妨害行為に及ぶに至った（前記第2. 2(5)～(7)参照）。

そのため、原告は、たまらず被告城間についても工事妨害禁止の仮処分命令申立事件を申し立てたのであるが、このような被告修及び同憲子、さらには同城間による一連の妨害行為の経緯に照らしても、被告らが意思を通じて共同して妨害行為を行っていることは明らかである。

(4) したがって、被告らにおいて共同不法行為が成立し、被告らは、各自が連帯して損害賠償責任を負う（民法719条1項前段）。

第4 損害

1 被告らの上記共同不法行為により、本件工事に関し、現在のところ、追加工事費用金1673万7000円が発生している。

具体的には、

- ① 10トントラックによる搬出入を予定していたところを小型の4トントラックに変更したために発生した種々の費用
- ② 10トン生コンクリート車が積載していた生コンクリートが使用不能

になり廃棄せざるを得なくなったことによる費用

- ③ 工事中断により本件工事現場内に待機させておかざるを得なくなった工事車両についての費用
- ④ 被告らの妨害行為に対応すべく、ガードマンを増員せざるを得なくなつたことによる費用等

の追加費用が発生した。

甲第11号証の1ないし3は同追加費用の見積書で、甲第12号証はかかる見積書の内容を説明したものであるので、参照されたい。

- 2 本件のように第三者によって工事が遅延した場合等の追加工事費用については施主負担となることから（甲12：1頁）、原告は、松井建設から、上記追加工事費用金1673万7000円の支払いを求められているところである（甲11）。

したがって、原告は、被告らの共同不法行為によって、現時点において既に金1673万7000円の損害を被っている。

- 3 なお、被告らの共同不法行為により、工事の進行はかなり遅延しており、本件建物の完成も相当程度遅れること必至の状況にあり、分譲時期の遅れによる金利負担増等、事業損失がかなりの額に上ることが予想されるところである（甲12：3頁）。

- 4 以上を踏まえると、被告らの共同不法行為によって、原告の損害は今後も拡大することが強く予想されるところではあるが、現時点においては、少なくとも金1673万7000円の損害が生じている。

第5 一部請求

原告は、被告らの共同不法行為により現に生じている損害金1637万7000円及び今後発生することが強く見込まれる損害のうち、金1000万円について、一部請求として本訴において請求する。

第6 結語

よって、原告は、被告らに対し、共同不法行為（民法719条1項前段、709条）による損害賠償請求権に基づき、一部請求として、連帶して、金1000万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証 拠 方 法

甲第 1号証の1ないし16	全部事項証明書（土地）
甲第 2号証	建築確認書
甲第 3号証	特殊車両通行認定書
甲第 4号証	陳述書（及川繁）
甲第 5号証	DVD（平成19年5月14日）
甲第 6号証	DVD（平成19年5月15日）
甲第 7号証	DVD（平成19年7月2日）
甲第 8号証	DVD（平成19年7月3日）
甲第 9号証	写真撮影報告書①
甲第10号証	写真撮影報告書②
甲第11号証の1～3	見積書
甲第12号証	陳述書（大久保将樹）

附 屬 書 類

1 訴状副本	3通
2 甲号証写し	各4通
3 資格証明書	1通
4 訴訟委任状	1通

以上

(別紙)

当事者目録

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

原 告 株式会社フージャースコーポレーション

上記代表者代表取締役 鹿 岡 哲 也

〒100-8385 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

丸の内マイプラザ あさひ法律事務所(送達場所)

電話 03-5219-2275

FAX 03-5219-2223

上記訴訟代理人弁護士 中久保 満 昭
同 塩 田 大 介

被 告 青 木 修

同 上

被 告 青 木 竜 子

被 告 城 間 由岐子

以上

(別紙)

物 件 目 錄 1

1 土地

不動産番号 0407000307577
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 864番6
地 目 畑
地 積 743平方メートル

2 土地

不動産番号 0407000307578
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 864番7
地 目 畑
地 積 743平方メートル

3 土地

不動産番号 0407000307579
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 864番8
地 目 畑
地 積 1665平方メートル

4 土地

不動産番号 0407000307580

所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 864番9
地 目 煙
地 積 1465平方メートル

5 土地

不動産番号 0407000307585
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 864番19
地 目 山林
地 積 198平方メートル

6 土地

不動産番号 0407000307586
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 864番20
地 目 山林
地 積 198平方メートル

7 土地

不動産番号 0407000307607
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 864番44
地 目 煙
地 積 19平方メートル

8 土地

不動産番号 0407000307616

所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 865番4
地 目 山林
地 積 34平方メートル

9 土地

不動産番号 0407000307628
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 865番48
地 目 山林
地 積 109平方メートル

10 土地

不動産番号 0407000307629
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 865番49
地 目 宅地
地 積 88.68平方メートル

11 土地

不動産番号 0407000307631
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 865番54
地 目 山林
地 積 45平方メートル

12 土地

不動産番号 0407000307633

所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 865番56
地 目 公衆用道路
地 積 73平方メートル

13 土地

不動産番号 0407000307638
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 865番61
地 目 公衆用道路
地 積 78平方メートル

14 土地

不動産番号 0407000307640
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 865番63
地 目 公衆用道路
地 積 10平方メートル

15 土地

不動産番号 0407000307642
所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 865番65
地 目 公衆用道路
地 積 1.57平方メートル

16 土地

不動産番号 0407010078877

所 在 船橋市前原東五丁目
地 番 865番75
地 目 公衆用道路
地 積 8.73 平方メートル
以上

(別紙)

物 件 目 錄 2

1 建物

建物名称 (仮称) 船橋市前原東五丁目計画 新築工事

主要用途 共同住宅

構 造 鉄筋コンクリート造

階 数 地下1階 地上13階

敷地面積 4, 859. 47 平方メートル

延べ面積 9, 947. 50 平方メートル

以上